

平成19年 3月29日策定  
 平成20年12月15日一部改正  
 平成22年 8月25日一部改正  
 平成23年11月29日一部改正  
 平成25年10月 9日一部改正

### 特定施設入居者生活介護事業者選定基準

NO. 1

項目番号	選定項目	選定基準	配点	得点
<b>1 設置主体について(20点)</b>				
1-1	特定施設入居者生活介護等の運営実績について	一項目の	特定施設入居者生活介護の運営実績（3年以上）があること。	5
			特定施設入居者生活介護の運営実績（1年以上3年未満）があること。又は、介護保険施設・認知症対応型共同生活介護のいずれかの運営実績（1年以上）があること。	3
1-2	外部監査の導入について	会計監査人（公認会計士又は監査法人）による外部監査を導入していること。	5	
1-3	資産状況について	最新の貸借対照表又は、これに準ずる書類において、債務超過になっていないこと。	5	
1-4	収支状況について	最新の損益計算書又は、これに準ずる書類において、収支が黒字になっていること。	5	
<b>2 建築計画について(30点)</b>				
2-1	事業用地について	事業用地が確保されていること。	3	
2-2	建築物の構造について	建築基準法第2条に規定する耐火建築物であること	3	
2-3	居室の広さについて	内法で13.20㎡以上確保されていること（サービス付き高齢者向け住宅の場合は、各戸の床面積が内法で25㎡以上確保されていること。）。 注）備付の家具、収納設備、トイレは含めないこと洗面設備は床がぬけていれば含めて可	4	
2-4	洗面台等について	全ての居室に、洗面設備（サービス付き高齢者向け住宅にあっては台所）が設けられていること。	4	
2-5	収納設備について	全ての居室に、収納設備が設けられていること。	3	
2-6	トイレ・浴室について	全ての居室に、トイレ（サービス付き高齢者向け住宅にあっては浴室）が設けられていること。	3	
2-7	洗濯室・汚物処理室について	居室のある各階に設けること。また、汚物処理室は洗濯室に近接した場所に設けること。	5	
2-8	看護・介護職員室について	居室のある各階に設けること。	5	
<b>3 サービスの形態について(45点)</b>				
3-1	個別機能訓練加算について	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置すること。	5	
3-2	夜間看護体制加算について	常勤の看護師を1名以上配置し、利用者に対して24時間連絡できる体制を確保すること。	5	
3-3	医療機関連携加算について	協力医療機関等との間で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容について定めること。	5	
3-4	看取り看護加算について	看取りを行う環境が整備されていること。	5	
3-5	協力歯科医療機関について	協力医療機関と併せて協力歯科医療機関が確保されていること。	5	

3-6	併設サービスについて	一項目のみ	同一建物内又は同一敷地内に、小規模多機能型居宅介護事業所を開設すること。 注) 同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。	15	
			同一建物内又は同一敷地内に、複合型サービス事業所を開設すること。 注) 同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。	20	
<b>4 地域バランスについて(5点)</b>					
4-1	交通機関の利便性について	一項目のみ	当該計画地の半径500mの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在していること。	5	
			当該計画地の半径700mの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在していること。	3	
			当該計画地の半径1kmの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在していること。	1	
				<b>合計</b>	